

麹町	千代田区	千代田区のうち飯田橋、一番町、内幸町、大手町、霞が関、紀尾井町、北の丸公園、九段北、九段南、皇居外苑、麴町、五番町、三番町、千代田、永田町、二番町、隼町、一ツ橋一丁目、日比谷公園、平河町、富士見、丸の内、有楽町、四番町及び六番町	第三欄に掲げる地域
日本橋	中央区	千代田区(麹町社会保険事務所管内の地域を除く。)	第三欄に掲げる地域
京橋	中央区	中央区のうち明石町、入船、勝どき、京橋、銀座、新川、新富、築地、月島、佃、豊海町、八丁堀、浜離宮庭園、晴海、湊及び八重洲二丁目	第三欄に掲げる地域
千代田	千代田区	千代田区	第三欄に掲げる地域
中央	中央区	中央区	第三欄に掲げる地域
蒲田	大田区	大田区のうち蒲田、大田本町、北糀谷、下丸子、新蒲田、多摩川、仲六郷、西蒲田、西糀谷、西六郷、秋中、羽田、羽田旭町、羽田空港、東蒲田、東糀谷、東六郷、田町、東矢口、本羽田、南蒲田、南六郷及び矢口	第三欄に掲げる地域
大森	大田区	大田区(蒲田社会保険事務所管内の地域を除く。)	第三欄に掲げる地域
大田	大田区	大田区	第三欄に掲げる地域

改める。

附則

1 (施行期日) この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

2 (申請 処分等) (申請 処分等) 申請 処分等に関する経過措置

この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対して行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行ったものとみなす。

に を に を

○厚生労働省令第三号
国土交通省令第三号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
国土交通大臣 冬柴 鐵三

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令
公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成十八年 厚生省 建設省 令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中、「第五条第十六項」を、「第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」に改める。

附則
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。



国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

○厚生労働省令第五百二十二号
厚生労働省、農林水産省、国土交通省、告示第一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部の施行に伴い、及び次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)第七条第一項の規定に基づき、行動計画策定指針(平成十五年 国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、告示第一号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
国家公安委員会委員長 溝手 顕正
文部科学大臣 伊吹 文明
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三
環境大臣 若林 正俊

四の1の(1)中、「第二十一条の二十七」を、「第二十一条の九」に、「第二十一条の二十九」を、「第二十一条の十一」に改める。

○厚生労働省告示第五百二十二号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十一条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づき指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。附則第二十一条第二項の規定に基づき、指定旧法施設支援(同条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表指定旧法施設支援単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める単位の単価(別表第2の1の注5及び注6にあつては、十円)を乗じて得た額とする。

二 前号の規定により、指定旧法施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。